

ケイパビリティ・アプローチの再検討

——その限界と今後に向けて——

吉 田 竜 平

ケイパビリティ・アプローチの再検討

——その限界と今後に向けて——

吉 田 竜 平
Ryuhei YOSHIDA

目次

1. はじめに
2. センのケイパビリティ・アプローチ
 - (1) センのアプローチの特徴
 - (2) センの自由概念
 - (3) センのアプローチの利点と限界
3. ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチ
 - (1) ヌスバウムのアプローチの特徴
 - (2) 中心的ケイパビリティのリスト
 - (3) ヌスバウムのアプローチの利点と限界
4. 考察
5. おわりに

〔要旨〕

本研究は、ケイパビリティ・アプローチの理論的特徴と限界を明らかにし、アプローチの更なる発展のために必要な視点を検討することを目的とするものである。本稿では、アプローチの代表的論客として、アマルティア・センとマーサ・ヌスバウムを取り扱い、それぞれのアプローチの理論的特徴と利点、限界についての考察を行った。

センのアプローチは、行為主体的自由と福祉的自由という2つの概念を導出し、人の福祉を個別多様かつ客観的な指標によって捉えることを可能としたが、ケイパビリティの中身が曖昧であり、普遍的な理論とするには限界があることを指摘した。

他方、ヌスバウムは、ケイパビリティを10項目にリスト化し、閾値を設定したことで、センよりも優位性があるが、西洋の生活スタイルを読み込みすぎであり、閾値を満たせない人々の存在を放逐する可能性があることを限界として指摘した。

結論として、ケイパビリティを誰に、どこまで、どのように保障するかが明らかにされていないことがアプローチの難点であり、更なる発展の為に「承認」、「メンバーシップ」概念とロールズの基本財アプローチを加え、リストを精緻化してゆくことが有用であることに言及した。

1. はじめに

ケイパビリティ・アプローチは、アマルティア・センにより、1979年のスタンフォード大学タナー記念講義「何の平等か (Equality of What)」において初めて提起された概念¹⁾である。このアプローチは、人の福利 (well-being) の評価基準を、所有する財とその特性を用いて、人は何になりえるか (being)、何をなしうるか (doing) という機能 (functionings) と、人が自分のしたいことができる能力を表したケイパビリティ

(capability)²⁾によって捉えるものである。

ケイパビリティ・アプローチは、1980年代後半からセンとマーサ・ヌスバウムによって、フィンランド、ヘルシンキにある国連大学の世界開発経済研究所 (World Institute for Development Economics Research, WIDER) における共同研究を通じて展開されてきた。ケイパビリティ・アプローチは、国連開発研究 (UNDP) の人間開発指数 (Human Development Index, HDI) にも影響を与えるなど、世界各国の開発状況を分析し、人間開発を促す枠組みとして用いら

キーワード：アマルティア・セン、マーサ・ヌスバウム、ケイパビリティ・アプローチ、基本的ケイパビリティ、中心的ケイパビリティ

れていることから、理論のみならず、実践にも大きな影響を与えているといえる。

ケイパビリティ・アプローチに関しては、わが国においても開発支援、ジェンダー・不平等、交通計画、医療資源の公平・効率的な配分の実現、教育機会の普遍的な保障、環境・災害・福祉問題等、幅広い学問領域で研究がなされてきており、社会福祉研究でケイパビリティ・アプローチを取り扱った主要なものとしては、岩崎（1998）（2018）、田中耕一郎（2009）（2012）、田中沙織（2001）、結城（2017）などをあげることができる。

岩崎は、社会福祉は、「個」の捉え方を、「抽象的・形式的な個のとらえかたと、具体的・個別的な個のとらえかたの、いずれの極に組みすることもできずに、独自の個のとらえ方（人間観）を模索し続けてきた」（岩崎 1998：50）と述べたうえで、センのケイパビリティ・アプローチを上記の両極の中間に位置するものとして、「社会福祉の人間観として十分に検討に値する」とし（岩崎 1998：50-51）、「ノーマルな市民から遠ざけられた人々をもその理論的射程に包摂し、同じ概念装置を使って、自由や平等を評価する可能性を拓いた」（岩崎 1998：59）と、その価値を評価している。

筆者としても、ケイパビリティ概念は、財（客観的）と効用（主観的）の両極の中間（midfare）に位置しており、人間の固有性や多様性に焦点をあてることが可能となる為、社会福祉の人間観とも十分に適合的であり、社会福祉研究としてケイパビリティ・アプローチを取り扱うことは意義があると考えている。

しかしながら、先行研究の限界として、まず、ケイパビリティの概念が広く、ケイパビリティを平等にするという状態は如何なる状態なのか明らかにできていない点、また、ケイパビリティの中身の妥当性について、十分に精査されていない点、そして、ケイパビ

リティを「誰に」「どの程度」公正に保障すべきことが明らかにされていない点があげられる。

このことを踏まえ、本研究の目的は、ケイパビリティ・アプローチの理論的特徴と限界を明らかにし、ケイパビリティ・アプローチの更なる発展の為に必要な視点を検討することにある。

研究の方法は、文献研究であり、本稿で取りあげる論者は、センとヌスバウムとする。その理由は、ケイパビリティ・アプローチはセンが開発し、ヌスバウムが発展させてきたという理解が一般的であり、この2人をケイパビリティ・アプローチの代表的な論客として捉える事ができるからである。

次に、本研究の意義は、センとヌスバウム、それぞれのケイパビリティ・アプローチになされている主要な指摘や批判を取り上げることで、第1に、限られた資源を効率的且つ公正にどのように人々に分配することが可能であるかという「資源配分ルール」の考案を試みる作業になり得ること、第2に、人間の良き生（well-being）の探求に繋がる可能性があり、社会福祉研究の更なる発展の一助となる可能性を有している点にある。

まずは、センのケイパビリティ・アプローチを概観することから始めたい。

2. センのケイパビリティ・アプローチ

(1) センのアプローチの特徴

センは、前述の1979年のスタンフォード大学タナー記念講義「何の平等か（“Equality of What”）」のなかで「基本的ケイパビリティの平等（basic capability equality）」について論じている。センは、ある空間における平等は別の空間における不平等を招く、それが、不可避の事実であるとしたら、はたして、われわれはどんな空間における平等に関心を向けたらよいか。という問いをたて、その問い

に対する彼の答えは「基本的ケイパビリティ (basic capabilities)」の平等³⁾であった (Sen 1980 = 1989 : 255)。

以降、センは、ケイパビリティ概念を平等論、貧困研究、開発論などにおいて、それぞれ「基本的ケイパビリティの平等」「基本的ケイパビリティの欠如としての貧困」「ケイパビリティの拡大としての開発」等、多領域でケイパビリティ概念を用いてきた (神島 2015 : 150)。センは、1992年の著書『不平等の再検討』において、ケイパビリティと機能の関係を以下のように説明している。

「ケイパビリティとは第一義的に価値ある諸機能を達成する自由を反映したものである。それは自由を達成するための手段ではなく、自由そのものに直接、注目する。そして、それは私たちが持っている真の選択肢が何であるかを明らかにする。この意味において、ケイパビリティは実質的な自由を反映したものであるといえる。機能が個人の福利の構成要素である限り、ケイパビリティは福利を達成しようとする個人の自由を表している」 (Sen 1992 = 1999 : 70)。

また、センは機能を「(ある状態になったり、何かをすること)」 (Sen 1992 = 1999 : 59) と定義し、重要な機能として、「『適切な栄養を得ているか』『健康状態にあるか』『避けられる病気にかかっていないか』『早死にしていないか』などといった基本的なものから、『幸福であるか』『自尊心を持っているか』『社会生活に参加しているか』などといった複雑なものまで多岐にわたる」と説明している (Sen 1992 = 1999 : 59)。

そして、センは、ケイパビリティについて、「人が行うことのできる様々な機能の組み合わせ」であり、「『様々なタイプの生活を送る』という個人の自由を反映した機能のベクトルの集合として表すことができる」、更に、ケイパビリティ集合を、「どのような生活を選択できるかという個人の『自由』を表して

おり、どのケイパビリティ集合を用いて、実際の生活を営むかは、当人の個人的選択によるとしている。(Sen 1992 = 1999 : 60)。

上記の引用箇所から、センのアプローチは、「自由」に着目していること見て取れる。センによれば、社会における人の立場は、「その人の実際の成果」、「それを達成するための自由」の2側面から評価することができ、前者は「われわれが実際に達した成果」、後者は、「われわれが行う価値があると認めることを達成するために、実際どれだけの機会が与えられているか」に関連しており、両者は必ずしも一致する訳ではないと述べている (Sen 1992 = 1999 : 47)。

(2) センの自由概念

センは、「われわれは人を行為主体性の観点から捉えることができる。すなわち、目標やコミットメント、価値等を形作る人の能力を認め、尊重することができる。他方で、われわれは人を福祉の観点から捉えることができる」 (Sen 1987 = 2002 : 41) として、「個々人の境遇 (advantage) を評価する次元について、「エージェンシーとしての側面」と「福祉の側面」が異なっていることを論じている (Sen 1992 = 1999 : 85)。センは、これらの観点に基づいて、行為主体的自由 (agency freedom) と福祉的自由 (well-being freedom) という2つの自由概念を導出し、前者を「ある人が追及する理由があると考えられる目標や価値であれば、何であっても促進する自由」、後者を「その人自身の福祉を促進する自由」と特徴づけている (Sen 2009 = 2011 : 414)。

この2つの自由概念について、センは、1947年のインドにおける、マハトマ・ガンディーのパキスタン国境付近における暴動への抗議活動を例にあげ、ガンディーは、暴動への抗議として断食を行っていたが、これは、非暴力・不服従へのコミットメントであり、

他方で自らの生命を危険に曝すものでもあったと説明し (Sen 2003 : 174 ; 神島 2015 : 153), このガンディーの行動について, 「明らかに彼自身の福祉よりもエイジェンシーの方を優先したことの表れ」と論じている (Sen 2009 = 2011 : 416)。

センが導出した2つの自由概念に関して, 後藤は, 行為主体的自由は, 「個人の主体的に基づく多様な目的や価値の形成, そのもとでの自立的な選択が外的に妨げられないこと」を意味し, 他方の福祉的自由は, 「個々人が自己の福祉を実現するにあたって, 選択の自由を妨げられないのみならず, 選択の積極的能力 (the positive ability to choose) を備えていること」を意味すると整理をしている (後藤 2002 : 47)。更に後藤は, 行為主体的自由について, 「我々の想定する社会は資質や能力においてのみならず, 目的や価値においても多面的な個人から構成され」ており, 「ある選択状況に直面した個人の関心は, 必ずしも本人自身の福祉には向けられ」ず, 「本人以外の主体における福祉の向上, 或いは福祉の向上とは直結しない理念や信念が対象となる場合もある」(後藤 2002 : 47-48)。

他方, 福祉的自由については, 「個人がよき暮らし向きを保障されたとしても, それが一時的なものであって, よき暮らし向きを持続するために必要な本人自身の自立的機能を高めるものでないとしたら, さらに, たとえ自立を高めるような施策が提供されたとしても, それが画一的なものであって, 自立的な機能に関する本人自身の選択の余地が依然として限られたものであるとしたら, 個人の福祉的自由が保障されているとはいえない」とそれぞれの自由概念について論述している (後藤 2002 : 47)。

このように, センのケイパビリティ・アプローチは, 個別多様かつ客観的な指標によって個人間比較を可能とする点と, 個人が実際に達成可能な自由を捉えることが可能となる

点に大きな特徴があるといえよう。

(3) センのアプローチの利点と限界

センのアプローチの利点について, まず, 柴田は, 伝統的な貧困概念や, 貧困の測定を例にとり, これまで資源や基本財の平等化という「成果」に着目しがちであったが, センのアプローチは, 資源や基本財を「『自由を達成するための手段』と位置づけ, それらを自由へと変換する能力には個人差があるため, 資源や基本財の平等化と自由の平等化を峻別する必要がある」ことを提起し, 議論の領域を拡張した (柴田 2015 : 7), 鈴木・後藤は, 「財それ自体ではなく, 財がもつ《特性》の束でもなく, 財や特性がもたらす《効用》でもなく, 財の所有に基づいてひとが達成し得る《機能》—《生き方》・《在り方》—に注意を集中する視点の移動は, 新たな価値の視点から現実の社会制度を比較・精査する可能性を開拓する大きな跳躍」(鈴木・後藤 2001 : 184), 後藤は, 「一定の選好に基づいて特定の消費や機能を選択する個々人の客観的な条件をとらえ, 彼や彼女の選好がそのように形成された理由に迫る」(後藤 2011 : 148), 岩崎は, 「排除を生み出している社会構造を脱構築し, 正義に適う関係を構築する (秩序再構築型福祉) ために必要な視点を与えてくれる」(岩崎 2018 : 211) とそれぞれ, 肯定的な評価を行っている。

他方で, センのケイパビリティ・アプローチには批判もなされており, 田中耕一郎は, 「『自律的な自由を達成すること』の規範化(自由でなければ人間ではない)は, いかなる支援によっても, その達成が困難な人々を視野の外においていくリスクをはらんでいる」(田中 2009 : 84), また, ロールズの間観よりも「その多様性が担保されているが故に現実的」とセンのアプローチを評価したうえで, 「自由を行使しうる自律的能力 (或いは潜在的な自立能力) を所有する人間観を前提とし

て」いる為、「〈重度知的障害者〉を包摂できるほどに現実的ではない」と批判している(田中 2012: 118)。

次に、田中紗織は、「個人が自己の責任において自由に選択できる能力を持つこと」が「その人の在ること」と同一視されているセンの偏重性を批判しており、現実には、センのような平等論者が想定している社会の構成員には「ごく限られた種類の人たち」しか含まれていないことについて指摘している(田中 2001: 27)。

そして、セシル・ファブルとデイビット・ミラーは、「センの基準は、普遍的な基準とみなすには曖昧に失して」いる(Fabre, C., Miller, D. 2003 = 2007: 125)、ジョン・E・ローマーは、「彼自身の理論には明確な社会目標が含まれていない」とし、センのアプローチは、潜在能力の平等化を主張しているが、マキシミン及びレキシミン原理⁴⁾に対応できるほどの目標は論じられていなく、マキシミン原理を採用せずに、最も暮らし向きの悪い人々の厚生を増加を他の目標に応じて退けるならば、「その目標は何であり、何故そうした放棄が正当だと判断するのかを示すべき」と指摘している(Roemer 1996 = 2001: 222)。

更に、リチャード・アーヌソンも、「人が行えることや達成する状態には、無限の種類があり、ある個人の様々な潜在能力スコアがどのようにして総合的な指標へと集計されるのか」と疑問を呈した上で、「そのような指標を構築できなければ、潜在能力の平等は、正義の構想の候補としての資格を満たさない」(Arneson 1989 = 2018: 62)、加えて、センと共にケイパビリティ・アプローチを共同開発してきたヌスバウムからも、諸々のケイパビリティを「どんなに暫定的で変更可能なものであろうとも、採用する必要がある」(Nussbaum 2006 = 2012: 192)と、社会正義は、リストの観点から定義されるという理

由から、ケイパビリティをリスト化する必要性について言及し、「そのようなリストを作ることを渋っているセンには、ケイパビリティの観念を用いて社会正義の理論の輪郭を示すのは困難である」とケイパビリティをリスト化しないセンの姿勢について批判している(Nussbaum 2006 = 2012: 192)。

このように、センのケイパビリティ・アプローチへの批判や指摘は、コーエンが述べた、「福祉における自由や行為の意義が過大評価されてしまう」といった強健主義的な色彩があることと、(Cohen 1993 = 2006: 46)、ケイパビリティをリスト化しない態度⁵⁾に寄せられているものが多い。

ヌスバウムは、センのアプローチを批判的に継承し、独自の観点からケイパビリティ・アプローチを発展させ、ケイパビリティのリストの導出を試みている。次に、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチの検討に移りたい。

3. ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチ

(1) ヌスバウムのアプローチの特徴

ヌスバウムは、アリストテレス研究で知られており、前述のとおり、世界開発経済研究所(WIDER)にてセンと並び、ケイパビリティ・アプローチを発展させてきた人物である。

ヌスバウムにとってケイパビリティとは、アリストテレスの可能態(dunamis)の現代語訳であり、現実態(energeia)に対する概念である⁶⁾。ヌスバウムは自身のアプローチにおいて、ケイパビリティを「人間の尊厳としてふさわしいと人生の直感的な観念によって知らされるもの」として定義している(Nussbaum 2000 = 2005: 5)。

ヌスバウム自身は、ケイパビリティ・アプローチを「人間の尊厳に対して敬意を払うために必要とされる最小限なものとして、すべ

ての国の政府によって尊重されそして履行されるべき中核の人間の権限 (entitlements) を説明するための哲学的支柱を提供する」ものとし (Nussbaum 2006 = 2012 : 84 ; 田中宏明 2009 : 104), その目的は、「すべての国の政府が尊重すべき基本原理を支える哲学を提供すること」にあると述べている (Nussbaum 2000 = 2005 : 5)。

また、ヌスバウムは、それぞれのケイパビリティの「閾値レベル (threshold level)」という観念を重視し、「閾値以下では、市民たちは真に人間的な機能を得られない」(Nussbaum 2006 = 2012 : 85) と、本当に人間らしい機能を達成できない最低水準を設定し、政府は、全ての人全てが全てのケイパビリティの閾値に達することを保障すべきとして、「人間の中心的ケイパビリティ (The Central Human Capabilities)」という概念を導出している。

(2) 中心的ケイパビリティのリスト

ヌスバウムは、1990年頃より、ケイパビリティのリスト化に着手し始め、中心的ケイパビリティのリストを、①生命、②身体の健康、③身体の不可侵性、④感覚・想像力・思考力、⑤感情、⑥実践理性、⑦連帯、⑧ほかの種との共生、⑨遊び、⑩自分の環境の管理の10項目として提示した (Nussbaum 2006 = 2012 : 90-92)。加えてヌスバウムは、中心的ケイパビリティのリストの重要点として次の3点に言及している。

第1に、中心的ケイパビリティは、全ての人の基本的権限で、代替することが不可能である。更に、リストで挙げられた1つ1つの要素は、トレード・オフの関係ではなく、それぞれが複雑に相互関連しあう (Nussbaum 2000 = 2005 : 95)。

第2に、ヌスバウムのリストの中には、ジョン・ロールズの「自然的財」⁷⁾ が含まれていることである (Nussbaum 2000 = 2005 :

96)。ヌスバウムは、自身のケイパビリティ・アプローチを、「基本財という概念を用いるロールズのアプローチにきわめて近いもの」(Nussbaum 2000 = 2005 : 104) とロールズのリストと近似性があることを認めたいうえで、自身のリストは、「所得や富といった物質的な項目を正当な目標とすることを拒否する一方、『健康と気力、知性と想像力』といったロールズが『自然的善』と呼んだいくつかの善の社会的基礎をリストに載せる」点に重要な違いがあると述べている (Nussbaum 2000 = 2005 : 105)。

第3に、このリストの中で、特に⑥実践理性と⑦連帯のケイパビリティが重要視されることである⁸⁾。ヌスバウムは、実践理性と連帯について、「他のすべての項目を組織し、覆うものであるために特別に重要であり、それによって人は真に人間らしくなる」(Nussbaum 2000 = 2005 : 96-97) と主張し、実践理性と連帯のどちらか一方を欠いたとしても、人間が単なる動物としてではなく、「社会的動物」として生きていくことは困難になるということを示唆している。

以上、ヌスバウムのアプローチの主な特徴は、「人間性」と「普遍性」を強調している点にあり、センのアプローチと同様に、それぞれの中心的ケイパビリティを実際に機能に変換するか否か、また、どの程度まで変換するかは個人の選択に任されているとされている。

(3) ヌスバウムのアプローチの利点と限界

ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチの功績について、小河は、社会契約論の最大の特徴にして最大の欠点が相互利益を基礎にしていることとしたうえで、ヌスバウムのアプローチは、「相互利益を求めない為、圧倒的に力の弱い立場にある存在者を無視することはないし、人間以外の他の種に対しても、その尊厳を守るため最低限の閾値を守る

というアプローチで正義の射程を広げることができる」(小河 2014: 206)、神島は、センのアプローチとともに、人間の行為主体性 (agency) を重視している点で、資源主義よりも優位性があり、更に、ヌスバウムのアプローチは、中心的ケイパビリティに具体的な内容を与えており、「他者の自由のために犠牲にされてはならない個人の不可侵性の領域を明らかにしている点」がセンのアプローチにない利点として評価している (神島 2015: 213)。

更に、ファープルとミラーも、「問題となるケイパビリティのより完全で具体的な説明をしており、また、これらを特に女性の利益と要求に関連づけている点で、センをしのいでいる」と評価している (Fabre, C., Miller, D. 2003 = 2007: 127)。

一方で、ヌスバウムのアプローチにも批判がなされている。野崎は、ヌスバウムのアプローチは特定の善の構想の産物であり、個人の自律との衝突や強制につながるため、少なくとも「リストの内容を簡素化すべき」と指摘している (野崎 2003: 47)。

ファープルとミラーも、「彼女があらゆる人間にとって中心的であると主張するケイパビリティのうちのいくつかは、論争的なもの」と批判し、「動物、植物、自然界に関心を持ち、それらと関わっていきることができるかどうか、普遍的に重要であるのかは疑わしい」と指摘している (Fabre, C., Miller, D. 2003 = 2007: 130)。

そして、スーザン・オーキンは、ヌスバウムのリストの掲げる幾つかの項目は「耽美的で、意識的かつ自発的に敬虔な西洋の高学歴の女性の生活にもとづいている」(Okin 2003: 296) と批判し、馬淵も、ヌスバウムのリストは、西洋的価値観を普遍主義の名で強制する「道徳的帝国主義である」と批判を展開している (馬淵 2015: 209)。

更に、堂囿によれば、キティは、ヌスバウ

ムのリストには、「遊び、自然との関わり、感覚や想像力など、重度精神遅滞のひとたちももちうる、さまざまな能力が含まれている」という理由より、ヌスバウムのアプローチに一定の理解を示しているが、リストの中には、彼(彼女)らには困難と思われる実践理性や環境の管理が含まれている為、すべてのケイパビリティが閾値以上でなければならないということであれば、彼(彼女)らの生は尊厳に相応しくないことになるとして、ヌスバウムの主張を最終的に退けている。(堂囿 2017: 58; Kittay, F. 2005: 95-122)。

以上のように、ヌスバウムのアプローチは、リストの内容に関するものと、リストの閾値を満たせない人々を理論から放逐する可能性を有しているといった、理論的な射程の点から批判されることが多い。

4. 考 察

ここで、これまで論じてきた、センとヌスバウムのアプローチの共通点と相違点を整理し、ケイパビリティアプローチの限界について明らかにしておきたい。

まず共通点は、第1に、経済的豊かさではなく、ケイパビリティを人間開発の中心に据えていること、第2に、人々の福利の評価基準として、財(資源)よりも、ケイパビリティに優位性があると捉えていること、第3に、ケイパビリティを実際に機能として変換するか否かは個人の選択に任されているという立場をとっていることの3点である。

次に、相違点は、第1に、アプローチを展開している領域と、ケイパビリティ概念にある。センのアプローチは、経済学領域で、人間開発の到達度を比較する尺度(記述的)として捉えており、他方、ヌスバウムのアプローチは、政治哲学領域で、あらゆる社会で満たされるべき、最低限のケイパビリティを正義の必要条件(規範的)として捉えている。

第2に、それぞれのケイパビリティのリスト化に対する姿勢である。センはケイパビリティをリスト化せず、具体例の提示にとどめ、それぞれの社会の文脈における人々の討議と推論に委ね、理論的、先験的には定めない方が良いという立場をとっており、他方、ヌスバウムは、中心的ケイパビリティを10項目にリスト化し、諸々のケイパビリティを暫定的に変更可能なものであろうとも、採用する必要があるという立場をとっている。

そして、ケイパビリティ・アプローチの限界について、瀧川と盛山は、センのアプローチに対して、ケイパビリティを人々のあいだで平等化するために、「どのように資源を投入すべきか」という重大な課題が残されている(瀧川 2006 : 95)、センの理論が有意味であるとするならば、平等とすべきは「人々の能力 (ability)」ではなく、「すべての人々の能力がある共通の水準を充足していること」として理解されなければならない、「すべての人の潜在能力がその水準を満たしていることが望ましい」とミニマムな潜在能力の水準の保証を強調している。更に盛山は、ミニマム保障論の特徴を、平等主義よりも要求する規範的賦課は現実的で緩やかであるが、「何をどの程度ミニマムに保障するか」という実際的な問題に対して一定の解を用意しない限り、少なくとも理論としての完結性は満たされなく、この点が難しいと問題提起している(盛山 2006 : 200)。

この瀧川と盛山の問題提起は、センのアプローチに対してなされたものであるが、ヌスバウムのアプローチにも該当するものである。

そして、岩崎とナンシー・フレイザーも、「ケイパビリティの平等の適用範囲」を如何にするかということについて、岩崎は「もっともやっかいな問題」(岩崎 2018:210)、ナンシー・フレイザーも、「だれ」をメンバーシップとし、「どのように」その基準を策定するかが、解

決すべき正義の問題と言及している(Fraser 2008 = 2013 : 19-42)。これらの問題提起に対して、現時点では明確な解は示されておらず、この地点がケイパビリティ・アプローチの限界を示していると思われる。

しかしながら、若松が述べている、「潜在能力や機能といった概念自体が曖昧さを含んでおり、現実には適用するには更なる彫琢が必要なことも事実」ではあるが、「あらゆる問題に答えられるようになるまでその理論を用いてはいけないという禁欲主義は合理的ではない」(若松 2003 : 144) という主張に筆者は同意している。

ケイパビリティ・アプローチの更なる発展に向けた視点として、既存のヌスバウムのリストは簡単に無視できるものではないことは確かである。ヌスバウムは、自らのリストについて、「常に挑戦を受け、新しく作り直されるべきもの」であり、(Nussbaum 2000 = 2005 : 92)「変更可能であり、徐々に修正されてきている」(Nussbaum 2006 = 2012 : 90)と述べているが、おおよそ20年間で大きな変更はなされておらず、10項目のままである。既存の中心的ケイパビリティのリストを硬直化させず、ミニマムな指標としてリスト項目の精緻化を試みてゆくことは、ケイパビリティ・アプローチの発展に寄与することが可能となると思われる。

5. おわりに

本稿では、センとヌスバウムのケイパビリティ・アプローチを取り上げ、それぞれの特徴、利点、限界について整理してきた。

現時点ではセンのアプローチよりも、なお論争的ではあるが、ケイパビリティを普遍的であり、各国の憲法を通じて人々に保障されるものとして10項目のリストを導出した、ヌスバウムのアプローチに優位性があるといえることに言及したが、本稿において、ケイ

パビリティ・アプローチを、「限られた資源を効率的且つ公正にどのように人々に分配することが可能であるか」という具体的な「資源配分ルール」（分配原理）へと発展させるまでには至らなかった。ここに本研究の限界がある。

ケイパビリティ・アプローチの更なる発展の為に検討対象を広げ、更に包括的且つ詳細に先行研究を分析してゆくことが必要である。

新たな視点として、まず、ヌスバウムの導出したケイパビリティのリストを、より多くの事例を把握できる「ミニマム指標」とする為には、本稿で検討することができなかった「承認」と「市民」概念を加え、既存のリストを再検討することが有用な試みとなると思われる。

また、ヌスバウムの10項目のリストにはロールズの権利、自由、健康や知性、想像力などの自然的財が多く含まれているため、ロールズの正義論の基本財アプローチとヌスバウムの中心的ケイパビリティのリストとの接合を試みることも有用であると思われる。

これらの新たな視点を加え、ケイパビリティ・アプローチの更なる発展についての研究を進めてゆくことは、社会福祉研究の更なる発展に寄与していくことにも繋がる可能性がある為、今後も継続して取り組んでゆきたい。

〔注〕

1) センのケイパビリティ・アプローチと類似したものとして、ウイリアム・ゴーマン (Gorman 1980) とケルヴィン・ランカスター (Lancaster 1971=1989) の特性アプローチがある。彼らは「財」と「効用」の狭間に「特性 (characteristics)」という中間項を挿入し、「効用」は「財」そのものに対して認められるものではなく、財が体現する様々な特性の束に対して認められるものとして、このアプローチを導出している。鈴木・後藤は、ゴーマン

とランカスターの特性アプローチとセンのケイパビリティ・アプローチを比較し、共通点があるとしながらも、センのケイパビリティ・アプローチは、「ひとの《福祉》に関する判断の情報的基礎を求める観点から、理論的な中間項の選択方法に関して」特性アプローチとは「袂を分かつ」と述べている (鈴木・後藤 2001: 183-184)。

- 2) 「capability」の訳語については、神島に詳しい。わが国においては、一般的には「潜在能力」と訳されるが、他に「能力」(塩野谷 1984: 384; 441; 444-445), 「生き方の幅」(川本 1995: 88), 「活動能力」(長谷川 2001: 119-122), 「可能性」(松井 2003: 126) などと和訳されている。神島自身は、ヌスバウムの著作『正義のフロンティア』の翻訳において「能力」という訳語を採用しており、その理由を『何かになったり何かをしたりする』可能性を実質的に持つための力を指しているからと説明している (神島 2015: 174)。
- 3) センは、「基本的ケイパビリティ」を「人がある基本的な事柄をなしうること」(Sen 1980 =1989:253) と定義している。ケイパビリティの平等について、玉手は、「基礎的 (基本的) ケイパビリティの平等」は「ケイパビリティの平等」とは異なるとし、ケイパビリティが平等であるということは、言葉の意味からすれば、全ての人に全く同じ選択肢が開かれているということになり、そのようなことは現実的に不可能である為、ケイパビリティを平等論として考えるならば、「基礎的 (基本的) ケイパビリティの平等」でなければならないとしている (玉手 2011: 342)。更に玉手は、センの主張は、ときに「ケイパビリティの平等」と「基礎的 (基本的) ケイパビリティの平等」が混同されており、基礎的 (基本的) ケイパビリティの平等が明確に理解されているとは言えないと指摘している (玉手 2011: 339)。
- 4) マキシミン原理は、マキシミン・ルールとも呼ばれ、個人間・集団間の相互行為を数学的に分析するゲーム理論で用いられるルール、戦略の一つである。川本は、マキシミン原理を「不確実な選択状況下においてリスクを回避する保守的戦略」(川本 1995: 30) と定義している。他方のレキシミン原理について、鈴木・後藤は、単位比較が不可能な序数的で、大・小などの水準比較が可能な効用を情報的基礎とする判断原理であり、「最も不遇な個人

の境遇を道徳判断の基準とする」と定義している(鈴木・後藤 2001: 99)

- 5) セン自身、この問題に関して、基本的ケイパビリティの平等という観念は、多くの難点を含んでいると認めたとうえで、「基本的とされる一群の潜在能力を指標化することは、難問の一つ」であり(Sen 1980=1989: 255)、ケイパビリティ・アプローチにおいて、何れのケイパビリティを重視するかに関しては、「当該文化に従属する」という立場をとっている(Sen 1980=1989: 256)。
- 6) センは、ケイパビリティ・アプローチとアリストテレスの関連性について、アプローチを提唱した時点では「関連性を把握していなかった」としながらも、「アリストテレスが人間の善のある側面を議論するために用いたギリシャ語 *dunamin* の訳語は、『可能性、潜在力』(potentiality)であり、また『存在や行為の可能性』(capability of existing of acting)と訳すこともできることは興味深い」として、ヌスバウムの功績を評価している(Nussbaum, M. and Sen, A. 1993=2006: 85)。
- 7) ロールズは、財を社会的基本財と自然的基本財とに区別している。社会的基本財は、権利、自由、機会、所得と富、自尊であることを想定しており、自然的基本財を、健康、体力、知能、想像力であるとしている(Rawls 1999=2010: 86)。
- 8) ヌスバウムは、実践理性を「良き生活の構想を形作り、人生設計について批判的に熟考することができること(これは、良心の自由に対する擁護を伴う)」と定義している。また、連帯をA「他の人々と一緒に、そしてそれらの人々のために生きることができること。他の人々を受け入れ、関心を示すことができること。様々な形の社会的な交わりに参加できること。他の人の立場を想像でき、その立場に同情できること。正義と友情の双方に対するケイパビリティを持てること(このケイパビリティを擁護することは様々な形の協力関係を形成し育てていく制度を擁護することであり、集会と政治的発言の自由を擁護することを意味する)」。B「自尊心を持ち屈辱を受けることのない社会的基盤を持つこと。他の人々と等しい価値を持つ尊厳のある存在として扱われること。このことは、人種、性別、性的傾向、宗教、カースト、民族、あるいは、出身国に基づく差別から護られることを最低限

含意する。」と実践理性と連帯について説明している(Nussbaum 2000=2005: 93-94)。

引用文献一覧

- ・ Arneson, R. (1989) Equality and Equal Opportunity for Welfare, *Philosophical Studies*, Vol.56, No.1, 77-93. (=2018, 「平等と厚生機会の平等」広瀬巖編・監訳『平等主義基本論文集』勁草書房, 39-129.)
- ・ Cohen, G. (1993) Equality of What? On welfare, goods, and capabilities, Nussbaum, M. and Sen, A. eds. *The Quality of Life*, Clarendon Press. (=2006, 竹友安彦監修・水谷めぐみ訳『クオリティー・オブ・ライフ—豊かさの本質とは』里文出版.)
- ・ 堂岡俊彦 (2017) 「人間の尊厳・福祉・ケア」『生命倫理』27 (1), 55-63.
- ・ Fabre, C., Miller, D. (2003) Justice and Culture: Rawls, Sen, Nussbaum and O'Neill, *Political Studies Review*, 1. (=2007, 石川涼子(訳)「正義の文化的バイアス—ロールズ, セン, ヌスバウム, オニールを題材として」『思想』(993), 124~141.)
- ・ Fraser, N. (2008) *Scales of Justice: Reimagining Political Space in a Globalizing World*, Columbia University Press (=2013, 向山恭一訳『正義の秤—グローバル化する世界で政治空間を再想像すること』法政大学出版局.)
- ・ Gorman, W. (1980) A Possible Procedure for Analysing Quality Differentials in the Egg Market, *Review of Economic Studies*, Vol.47, 843-856.
- ・ 後藤玲子 (2002) 『正義の経済哲学—ロールズとセン』東洋経済新報社.
- ・ 後藤玲子 (2011) 「第7章 正義と公共的相互性」後藤玲子・P.デュムシエル編著『正義への挑戦—セン経済学の新天地』晃洋書房, 141-159.
- ・ 長谷川晃 (2001) 『公正の法哲学』信山社.
- ・ 岩崎晋也 (1998) 「社会福祉の人間観と潜在能力アプローチ」『人文学報』(291), 49-68.
- ・ 岩崎晋也 (2018) 『福祉原理 社会はなぜ他者を援助する仕組みを作ってきたのか』有斐閣.
- ・ 神島裕子 (2015) 『ポスト・ロールズの正義論—ポグゲ・セン・ヌスバウム—』ミネルヴァ書房.
- ・ 川本隆史 (1995) 『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークキングへ』創文社.

- ・ Kittay, F. (2005) Equality, dignity and disability, *perspectives on Equality: The Second Seamus Heaney Lectures*, 95-122.
- ・ Lancaster, K. (1971) *Consumer Demand A New Approach*, Columbia University Press. (= 1989, 桑原秀史訳『消費者需要』千倉書房.)
- ・ 馬淵浩二 (2015) 『貧困の倫理学』平凡社新書.
- ・ 松井範惇 (2003) 「可能性、生命活動と基本的請求能力」『東亜経済研究』62 (1) 123-137.
- ・ 野崎綾子 (2003) 『正義・家族・法の構造転換—リベラル・フェミニズムの再定位』勁草書房.
- ・ Nussbaum, M. and Sen, A. eds (1993) *The Quality of Life*, Clarendon Press. (=2006, 竹友安彦監修・水谷めぐみ訳『クオリティー・オブ・ライフ—豊かさの本質とは』里文出版.)
- ・ Nussbaum, M. (2000) *Woman and Human Development: The Capabilities Approach*, Cambridge University Press. (=2005, 池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発—潜在能力アプローチ』岩波書店.)
- ・ Nussbaum, M. (2006) *Frontiers of Justice: disability, Nationality, Species Membership* (= 2012, 神島裕子訳『正義のフロンティア 障害者・外国人・動物という境界を越えて』法政大学出版局.)
- ・ 小河智弘 (2014) 「正義の限界を超えて—マーサ・C.ヌスバウム『正義のフロンティア』を読み解く」『四分儀：地域・文化・位置のための総合雑誌：クアドランテ』(16), 201-209.
- ・ Okin, S. (2003) Poverty, Well-Being, and Gender: What Counts Who's Heard?, *Philosophy and Public Affairs*, 31(3).
- ・ Rawls, J. (1999) *A Theory of Justice, revised edition*, Harvard University Press (= 2010, 川本隆史・福岡聡・神島裕子『正義論 改訂版』紀伊国屋書店.)
- ・ Roemer, J. (1996) *Theories of Distributive Justice*, Harvard University Press (=2001, 木谷忍・川本隆史訳『分配的正義の理論』木鐸社.)
- ・ 盛山和夫 (2006) 「第8章 福祉の論理—何のための社会保障制度か」土場学・盛山和夫編著『正義の論理 公共的価値の規範的社会理論』勁草書房, 191-210.
- ・ Sen, A. (1980) Equality of What? *McMurrin S Tanner Lectures on Human Values, Volume I*. Cambridge University Press. (=1989, 大庭健・川本隆史訳「何の平等か?」『合理的な愚か者—経済学=倫理学的探究—』勁草書房.)
- ・ Sen, A. (1987) *On Ethics and Economics*, Blackwell. (=2002, 徳永澄憲・松本保美・青山治城訳『経済学の再生—道徳哲学への回帰』麗澤大学出版会.)
- ・ Sen, A. (1992) *Inequality reexamined*, Oxford University Press. (=1999, 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店.)
- ・ Sen, A. (2003) *Social Choice Theory and Justice*, Herlinde Pauer Studer(ed.), *Constructions of Practical Reason Interviews on Moral and Political Philosophy*, Stanford University Press.
- ・ Sen, A. (2009) *The Idea of Justice*, Penguin Books. (=2011, 池本幸生訳『正義のアイデア』明石書店.)
- ・ 柴田謙治 (2015) 「アマルティア・センの正義論—潜在能力の平等と共感、公共的推論」『金城学院大学論集』12 (1), 1-21.
- ・ 塩野谷祐一 (1984) 『価値理念の構造：効用対権利』東洋経済新報社.
- ・ 鈴木興太郎・後藤玲子 (2001) 『アマルティア・セン—経済学と倫理学—』実教出版.
- ・ 瀧川裕貴 (2006) 「第3章〈平等〉の論理—リベラリズムとの関係を軸にして」土場学・盛山和夫編著『正義の論理 公共的価値の規範的社会理論』勁草書房, 79-101.
- ・ 玉手慎太郎 (2011) 「『基礎的ケイパビリティの平等』の定式化とその含意—センの規範理論の明確化のための一論考—」『理論と方法』26 (2), 339-354.
- ・ 田中宏明 (2009) 「ロールズの国際正義論とコスモポリタン正義論 (3) —ベイツ, ポッゲ, ヌスバウムを中心に—」『宮崎公立大学人文学部紀要』17 (1), 101-126.
- ・ 田中耕一郎 (2009) 「連帯の規範と〈重度知的障害者〉: 正義の射程から放逐された人々」『社会福祉学』(50) (1), 82-94.
- ・ 田中耕一郎 (2012) 「〈重度知的障害者〉とケアの分配について: 「何の平等か」に関する一考察」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』49, 115-127.
- ・ 田中沙織 (2001) 「障害と道徳—身体環境への配慮」(千葉大学文学研究科人文学専攻修士論文).
- ・ 若松良樹 (2003) 『センの正義論 効用と権利の間で』勁草書房.
- ・ 結城康博 (2017) 『正義と福祉 競争と自由の限界』淑徳大学 長谷川仏教文化研究所.

